報

/ 96

(号外第 224 号) 公布す る摩 °マ サ

ジ)指圧師、 は 魳 きゆ う師等に関す る法律施行 令 Ö 部を改正する政令をここに

名

月二十

六日

令和六年 九

政令第三百二号
政令第三百二号
政令第三百二号
政令第三百二号
政令第三百二号
の政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。 きゆう師なきゆう師ない 等に関する。 等に関する法律 に改める。 る法律施行令 る律 法律行 (平成四年政令第三百一号) 令 昭 の 和二十二年は

 \equiv 万九千五百円

日から施行する。

官

木曜日

援に関する法律が中国残留邦人に 施行の 令 円 の滑 - な 部を改正する政令をここに公布する。帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

名 蟹

令 和六年九月二十

令和6年9月26日

自立

自立の支 (令 和

10

10

一部の施

条政附 第令

四は則

すりる第こので

条第四

(令 和

名

令和

閣総理大臣 岸 \mathbb{H}

法律る

第二百十

内閣総理大臣 ... 国務大臣 ... 写生労働大臣臨 岸土 田屋 田屋理

文品

自衛隊法施

御

名

令和

この 政附 令

五十 应

表第 九

の

は則年